

## =お知らせ=

### 「年末年始の輸送等に関する安全総点検の実施」について

令和6年12月10日（火）から令和7年1月10日（金）までの間、令和6年度「年末年始の輸送等に関する安全総点検」を実施する旨、山梨運輸支局長より通達がありました。

標記運動へのご理解とご協力をよろしくお願いします。

#### 令和6年度 年末年始の輸送等に関する安全総点検実施細目（抜粋）

関東運輸局山梨運輸支局

##### ○実施時期

令和6年12月10日（火）～令和7年1月10日（金）

##### ○重要点検事項及び点検項目

###### （1）社内規定等の整備

- ① 作業の安全を図る安全服務規律等社内規程が制定されているか。
- ② 社内規定の内容が適正であるか、また、従業員などに周知徹底されているか。

###### （2）飲酒運転や薬物運転等を行わせないための安全対策の実施状況

- ① 飲酒運転防止に対する指導・啓発活動を実施しているか。
- ② 覚せい剤や危険ドラッグ等の薬物使用防止に対する指導・啓発活動を実施しているか。

###### （3）車両の日常点検整備、定期点検整備等の実施状況（特に大型自動車の車輪脱落事故防止対策及びスペアタイヤ等の定期点検実施状況）

- ① 自動車点検基準に基づく日常点検及び定期点検整備が的確に実施されているか。
  - ② 過積載、暴走等を助長するような車両の不正改造の防止が徹底されているか。
- ###### （4）新型インフルエンザ等感染症の対応マニュアル、事業継続計画の策定状況、対策に必要な物資等の備蓄状況及び職場における感染防止対策の周知・徹底状況などの感染症対策の実施状況
- ① ポスター類の掲示、放送などにより、公共交通機関の車内・構内等におけるマスク着用、咳エチケット等を呼びかけているか。
  - ② 職場内におけるうがい、手洗い及び消毒用アルコールを使用した手指消毒の徹底が図られているか。
  - ③ インフルエンザ等の流行に備え、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく事業継続計画、または対応マニュアルが策定されているか。

##### ○実施事項

- （1）整備事業者においては、自動車使用者に対し、日常点検、定期点検、定期点検整備の励行を指導すること。また、後部座席を含むシートベルト着用の徹底とチャイルドシート使用の徹底を図ること
- （2）リボンの着用、垂れ幕等を掲出するとともに、点検事項を掲示するなどして総点検の趣旨の徹底を図ること

## アンケート調査の協力について

国土交通省では、「自動車整備士等の働きやすい・働きがいのある職場づくりに向けたガイドライン」を策定し、今般、更に今後の自動車整備士等の処遇改善等の施策のため、整備事業者に対してアンケート調査を実施しております。

つきましては、下記QRコードより回答頂きますようお願いします。

整備事業者の皆様の声を  
お聞かせください！！！  
－整備人材アンケートご協力のお願い－

**整備士の良い未来のためには、皆様の声が必要です！**

ぜひ、ご協力をお願い申し上げます。

パソコンやスマートフォンからご回答ください。

二次元コード



URL  
<https://survey.ienq.jp/a/do.php?id=hataraki>

**ご回答は2025年2月7日（金）まで**

※ 本アンケートに関するお問い合わせは下記までお願いいたします  
国土交通省物流・自動車局自動車整備課 要員担当宛て  
電話番号：03-5253-8111（内線 42426）



国土交通省